

第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	地域小規模児童養護施設
----	-------------

①第三者評価機関名

サード・アイ合同会社

②評価調査者研修修了番号

SK15002
SK16001
S24515

③施設名等

名称：	地域小規模児童養護施設 楓
施設長氏名：	伊藤 裕司
定員：	6名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	室蘭市母恋南町4丁目2番11号
T E L：	0143-22-3213
U R L：	http://www5.plala.or.jp/gensen
【施設の概要】	
開設年月日	2004/5/30
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人室蘭言泉学園
職員数 常勤職員：	2名
職員数 非常勤職員：	3名
専門職員の名称(ア)	
上記専門職員の人数：	名
専門職員の名称(イ)	
上記専門職員の人数：	名
専門職員の名称(ウ)	
上記専門職員の人数：	名
専門職員の名称(エ)	
上記専門職員の人数：	名
専門職員の名称(オ)	
上記専門職員の人数：	名
専門職員の名称(カ)	
上記専門職員の人数：	名
施設設備の概要(ア)居室数：	3居室
施設設備の概要(イ)設備等：	居間(食堂兼)・浴室・洗面所
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

④理念・基本方針

1個々のニーズに合わせた支援を大切に行う。2小規模児童養護施設にしかできない支援を考えて実践します。3日常生活で安心、安全を第一に考えて支援する

⑤施設の特徴的な取組

「個々を大切に考える」「個々の力量を把握する」、常識で当たり前の事を重点に子どもと職員が共に笑顔で成長できる生活場を創造する。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2017/4/26
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2018/2/22
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

別紙による

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

改善点としてあげられた点については課題として受け止め、各職員や介助員にも評価内容の周知徹底を図ると共に、法人全体でも規程等の見直しについて協議した上で改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

総 評

<評価の高い点>

1 「主体的な生活日課の決定」

生活の場が、子どもの居場所となるように、子どもの「お話し会」での話し合いの経緯を重要視し、子ども自身が納得して、主体的に生活日課や生活プログラムを決めることを支援しています。学年進級に合わせて、4月には改めて子どもが年度のルールを見直しています。子どもの長期休暇も、休み期間のルールを話し合いで決めています。日々のゲーム時間のルールや、行事参画もその都度子どもたちが話し合い決めています。

2 「食を通した生活スキルの獲得」

できうる限り家庭の食事に近い状態を意識し、子どもの日々の食事を通して生活リズムを整えています。一定の献立はありますが、子どもの希望に合わせてメニューの変更をしています。オープンキッチン形式の台所を活かして、日常的に職員が調理する場面を見せ、調理方法の自然な伝授と食への関心を促しています。子どもの帰宅が遅くなる場合には、帰宅時間に合わせて調理をし、温かい食事を提供しています。盛り付け等を工夫し、子どもがリラックスして食事を楽しめる状態をつくっています。外食の機会も積極的に取り入れています。また、子どもの年齢に合わせた食習慣や、食事のマナーの習得、テーブル拭きや食器洗い等の後片付けの経験、一定の予算内での買い物・調理体験、おやつを作ったりする機会を設けています。子どものリービングケアを念頭に、食を通した生活スキルの獲得を目指しています。

3 「職員個々の研修計画」

研修要綱には4つの基本方針があり、3つの研修体系と研修体制は「職場研修管理者」と「職場研修担当者」の設置により運用することになっています。研修は、中期事業計画と年度のアクションプランでも進捗が管理されるようになっています。

法人内に、施設長・事務長・各事業所の職場研修管理者で構成される職場研修推進委員会が設置されています。階層別研修の他、OJT（職場内研修）やSDS（自己啓発研修）まで幅広く管理することになっています。加えて学園では、職員の個別研修計画が作成され年度で評価を自ら行い次年度に繋げようとしています。計画にはSDS研修の色合いが濃く、職員自ら目標を立てています。目標に対して書籍資料にあたり、収集する等具体的な行動を起こし、次年度に対して奮起しています。職員の子どもの支援に対する真摯な気持ちが表れています。

4 「ボトムアップな業務改善の努力」

毎年、年度末2月～3月には全職員に対して、今年度の振り返りを行っています。その際、全職員にアンケートを行い課題について具体的に記載してもらい、業務改善につなげていく努力を行っています。ともすれば管理職等で決めていってしまう流れもある中で、

ボトムアップ方式で職員の意見を細かく拾うことを実施することで継続的な改善を図っています。

<更なる質の向上のために求められる点>

1 「スーパービジョン体制の強化について」

小規模施設の会議には本体施設の課長が出席し、本体施設との全体合同会議では心理職から療法対象の子どもの報告を受ける等、助言が受けられる体制となっています。但し、職員の支援スキルの向上のためには、日々子どもへの対応について、きめ細かく助言が受けられるような体制作りが望まれます。

小規模施設は、狭い空間で職員と子どもとの距離が近い分、個々の職員が背負うものも大きいのが現状です。決められた研修や会議だけではなく、日々の支援に対してリアルタイムで疑問を解消する体制作りは、職員のバーンアウトを防ぐためにも非常に重要です。

小規模施設への支援体制は、本体施設の課題でもあります。小規模施設の孤立を防ぎ、子どもへの支援を向上させるためにも、夜間介助員も含めたスーパービジョン（基幹的職員・心理職員）体制を強化していくことに期待します。

2 「命の教育としての性教育の必要性」

性教育委員会が設置され、本体施設主導で合同研修が実施されています。子どもの携帯やゲーム機には、必ずフィルターをかけています。性的な課題を持つ子どもに対しては、年齢に合わせて絵本等を使って、子どもに分かりやすい方法で伝えています。

但し性教育とは、課題のある子どもに対する方法だけではなく、全ての子どもに対する命の教育であり、子どもが自立と共生の力を育てるための基本的な考え方です。つまり性教育は、子ども達が社会に出て大人に至るためのリービングケアでもあります。そのため、全ての子どもに対して、子どもの年齢や発達に応じた教育の仕組みが求められます。何より、子ども同士が、性的な加害・被害関係とならないように、十分な配慮も必要となります。小規模施設と本体施設とが連携した、今後の取り組みに期待します。

3 「就業規則の見直しと被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応の整備」

法人では法人企画の研修、サービス向上委員会、会議での再三の周知等様々な取組をしています。しかし、被措置児童等虐待防止ガイドラインにある届出・通告に対する対応の明記が充分ではありません。

施設は、公益通報者保護規定や被措置児童虐待児の届出用紙等を整備し、苦情対応規定には、被措置児童虐待の節も設けられていますが、虐待の対応マニュアルには、届出・通告に対する対応の整備が必要です。児童福祉法第33条を再検討して職員の十分な理解が望まれます。

また、「就業規則」にある職員の懲戒処分は一般企業と変わらない内容なので、福祉施設として体罰等の虐待禁止の明文化が望まれます。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	c
<p>理念は、主に障がいサービス事業を展開している法人理念を共通にして明文化しているが、基本方針が不明確である。社会的養護の理念においては子どもの人権尊重等に関わる姿勢が明確にされていることが重要である。基本方針は、理念に基づいて子どもに対する姿勢や地域との関わり、施設機能を示すものである。職員は、法人の基本理念の他、職員の行動指針を読み上げを行っているが、行動指針は理念に基づいた基本方針が定められていることが前提である。職員の理念・基本方針の理解と子ども・保護者等への周知の前提として、基本方針も明確にすることが望まれる。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>北海道児童養護施設協議会からの通知、各種会議への出席等から得られた情報から措置児童数の把握を行っている。管内の児童相談所とのやり取りから措置児童の傾向も把握して、現在の入所児童と今後措置される児童の傾向も把握している。しかし、社会的養護施設の経営課題としては、法人の第三次中期事業計画（平成29年度～31年度）に組み込まれているのみである。学園は圏域で唯一の児童養護施設であり、室蘭市要保護児童対策協議会の会長を務める等の地域福祉に欠かせない存在である。今後の地域の子ども・子育て支援のためにも、中期事業計画に盛り込める十分な経営分析を期待したい。</p>		
【コメント】	② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>学園は、社会的養護の新ビジョンが平成29年8月に出される以前に小規模ケアをすすめている。本体施設から離れた地域に、平成19年4月1日より小規模ケア「桜」、平成16年5月30日より地域小規模児童養護施設「楓」を運営している。直近では、苫小牧市に平成28年4月1日より地域小規模児童養護施設「鈴蘭」を開設している。「社会的養護推進計画」を策定、分園型グループホームの市外設置や本園内小規模グループケアを予定している。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>法人の第三次中期事業計画（平成29年度～31年度）項目のセーフティネットの強化と新規事業開拓として、「小規模な環境できめ細やかな支援の提供」「児童養護施設のユニット化」が項目として定められ、その課題として小規模ケア及び家庭養護のあり方と検証と資金計画に対して年度毎に進捗と予算処理欄を設けている。計画には、法人全体に向けた考え方・方向性、位置づけ等が示され、事業所のビジョンが記載されている。同法人は、小規模化推進の政策促進以前に、本体施設から離れた一般住宅を借り上げてグループホームを運営しており、先進的ではあるが中期計画には具体的な記載が乏しい。小規模化を進めるのであれば、そのための人員配置、人材育成、中期の収支予算についての計画も期待したい。</p>		
【コメント】	② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>年度毎の「アクションプラン」が作成され、重点推進事項に公益的事業の推進、職位階層研修等が挙げられているが、児童養護施設や小規模ケアに関する記載が乏しい。「支援手引書（サポートマニュアル）2017年度」に事業方針と運営重点項目が挙げられているが、具体的な実施事項ではないため計画後の評価がどうなるのか不明である。しかし、単年度においては、月毎に「重点生活支援計画書」や「地域療育現況報告」が作成され、子どもに対する具体的な支援へと落とし込んでいる。法人の第三次中長期計画に謳われているPDCAサイクルのためにも、単年度計画には、より具体的な記載が期待される。</p>		

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
【コメント】	① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
「アクションプラン」は、法人規模の単年度事業計画として、推進委員会と委員会内部に設けた6部会の構成で進行、作成される。「支援手引書（サポートマニュアル）」は、2月、3月の会議で一般職員の意見も出し合い次年度へと更新している。「支援手引書（サポートマニュアル）」には、「保健衛生支援計画」の他に、「2017年度事業所衛生推進委員計画」があり、「学習支援計画」「研修計画」「地域・ボランティア計画」「年内保育計画」を設けている。年度の事業報告書が法人規模で作成されているが、計画実施後の評価と見直し経過がどうなっているかに関しては不十分である。職員の計画理解は、子ども支援の実践に繋がる内容なので今後に期待したい。		
【コメント】	② 7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
保護者会の開催時に説明する他、来園できない保護者が殆どなので「わかずぎ便り」に事業計画書を同封し郵送している。子どもには、直接関係する行事を中心に掲示している。周知には努めているが、事業計画の理解を促すためには、配布資料のわかりやすい工夫が期待される。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
毎年度の第三者評価基準による自己評価の他、法人のサービス向上委員会企画の「職員セルフチェックリスト」や「虐待早期発見チェックリスト」等のアンケートを実施している。様々な手段で組織的に取組もうとしているが、実施した結果を次にどうしたかの経過が不明瞭となっている。次年度に反映して機能できるように今後に期待したい。		
【コメント】	② 9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
毎年度の第三者評価基準を使用した自己評価や法人独自の職員用虐待防止チェックリスト等が実施されている。しかしその後の経過を記録、改善策とその結果を活かした計画にまで至っていないので今後に期待したい。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は、法人の障がい福祉事業所と常務理事を兼務し、法人全体の経営と各事業所の運営に責任を負っている。役割に関しては、会議時に主に権利擁護について職員に喚起を促している。課長・主任職、一般職の裁量を尊び子どもをのびのびと支援させている。なかでも、子ども貧困防止のために奨学金手続きを自ら調査、進学実現につなげるなど、職員の信頼感を高めた。施設長としての表明は、内部では職員の理解、外部では施設の理解に繋がるため、広報誌への文書掲載や地域催事でのスピーチなど学園の理念・基本方針の周知も含めた活動にも期待したい。		
【コメント】	② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
全国と北海道の児童養護施設協議会や児童相談所との会議や研修、メール配信により遵守すべき法令の理解に努めている。職員への周知の取組としては、法人内研修等が挙げられる。また、会議の席での発言もあるが、被措置児童虐待の届出・通告の制度（福祉法33条）への取組に不十分な点が見られる。公益通報者保護制度の定期的周知や就業規則の制裁条項の見直し等が期待される。		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
【コメント】	① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
平成29年度より、奨学金制度を設けて子どもの卒園後の貧困防止を図っている。退所後のアフターケアのために、体制を検討中である。施設内の定期巡回は行わないが、職員を信頼して支援現場を尊重している。役職上、直接に子どもの支援に関わって範を示すことはないが、室蘭市要保護児童対策地域協議会の会長を務めるなど、学園に留まらない地域全体の養育・支援の質向上にも意欲的である。		

【コメント】	② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
経営改善に関しては、常務理事として四役会議等に出席、発言している。業務の実効性としては、行政監査の助言を得て職員の勤務体制の改善に着手し、25時間勤務の宿直を廃止して16時間勤務の夜勤体制に変更した。職員からは、体力的に楽になったとの声がある。人事面では処遇アップによる職員定着も検討しており、今後が期待される。		
2 福祉人材の確保・育成		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
法人の「第三次中期事業計画」内にある人材育成の強化推進項目に、新採用職員の強化プログラム作成と実行等が掲げられている。年度事業計画では、「アクションプラン29」に職員階層研修準備年度として、担当職員育成とプログラム作成を方向付けている。「アクションプラン29実行計画書」には、実効性のあるプログラム作成立案を目指す、と明記され、職員階層からの人材定着への取組がうかがえる。しかし、人材の確保のための具体的な計画としては不十分である。計画の見直し時には、人材の定着と確保への具体的な記載が期待される。		
【コメント】	② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
人事考課は、一般職、指導監督職のそれぞれで自己点検表をもとに一次考課、二次効果と面談を進めていく。面談では、SDS（自己啓発研修）を含めた個別研修計画についても確認される。この個別研修計画とキャリアプランが職員の総合的な人事管理にも資するように、今後に期待したい。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
【コメント】	① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
職員は、児童養護施設・小規模ケアの他、法人内事業所への配属先の希望も申し出ることができる。法人内に悩み相談の窓口設置はないが、人事考課面談時に個別に上司と話すことができる。今後は、職場定着の効果もあるメンタルヘルスの取組が期待される。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
【コメント】	① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
法人共通の10の行動指針を研修要綱の求められる職員像としている。職員の個別研修計画は年度ごとに評価を自ら行い、次年度に繋げようとしている。個別研修計画はSDS（自己啓発）研修の色合いが濃く、職員自ら目標を立てている。計画の達成具合は上司との面談はあるが、具体的な目標管理までには至っていない。目標管理には、社会的養護施設が組織として求めるスキル等の記載も求められる。個別研修計画は平成28年度より始めたばかりである。今後は、職員個々の目標が組織の求める専門性へと具体的な目標管理となることが期待される。		
【コメント】	② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
研修要綱には4つの基本方針により、3つの研修体系と、研修体制は「職場研修管理者」と「職場研修担当者」の設置により運用することになっている。研修は、中期事業計画と年度のアクションプランでも進捗が管理されている。職員個別研修計画と年度に開催される研修会やOJT等との連動性が不十分なため、見直し時には学園が求める期待する職員像との合致を具体的に目指すことが期待される。		
【コメント】	③ 19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
法人内に、施設長・事務長・各事業所の職場研修管理者で構成される「職場研修推進委員会」が設置されている。階層別研修の他、OJTやSDSまで幅広く管理することになっているが、個別職員計画との乖離がみられる。企画実行された研修そのものの見直しも重要であるが、受講した職員個々の計画の見直しにより充実した教育・研修の確保となることが期待される。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
【コメント】	① 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
社会福祉士実習プログラムはあるが、実習指導者が不在である。このため指導者研修を履修した実習指導の職員が欠員となっている。保育士等の実習の受け入れはあるため、「実習のしおり」の「はじめに」にある事柄が十分に伝わるように、担当する職員への何らかの指導が期待される。また、基本姿勢の明文化として、学園と法人の意気が伝わるような文言の見直しにも期待したい。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
法人のホームページには事業所の基本情報と共に、情報公開のページを設けている。苦情解決体制のページには、事業所毎に年度の結果を表にして掲載している。様々の公開はあるが、学園の理念と基本方針は養育・支援の内容に反映する重要なものであるため、基本方針も含めて掲載することが期待される。		
【コメント】	② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
外部監査は行政監査や法人内監査ではなく、外部の機関による会計監査等を指す。法人規模としては5年に1回の外部監査は必要ないが、法人運営の透明性の確保には5年に1回程度の外部監査が期待される。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
地域に関しては、年度毎に作成する支援手引書（サポートマニュアル）に「地域・ボランティア計画」がある。重点方針と重点目標と着眼点がそれぞれ3つ挙げているが、学園が地域とどのように関わっていくのかという基本的な考え方が読み取りにくい。記録のファイル名は「地域・ボランティア」とあり、主旨としては理解できるが、ボランティアとは分けた方が子どもが地域と関わるための力点に重心をおける。次回の支援手引書（サポートマニュアル）には、地域との基本的な考え方を記載することが期待される。		

【コメント】	② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティアに関しては、年度毎に作成する支援手引書（サポートマニュアル）に「地域・ボランティア計画」がある。重点方針と重点目標と着眼点がそれぞれ3つ挙げられ、子どもがボランティアすることと、ボランティア自体の育成が記載されているのは画期的である。しかし、本項目はボランティア等の受入れと体制に関してである。ボランティア受け入れの基本姿勢として読み取ることできるが、学園として文言を整理することと受入れマニュアルの整備が期待される。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
【コメント】	① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
カンファレンス等で学園外の機関と連携した事例は報告、協議されている。子どもに関する関係機関等のリストはある。例えば、職員の担当がリービングケアの必要な子どもに変わったときにも、即時に情報共有できるように整備することが期待される。また、本体施設のある室蘭市から苫小牧市に地域小規模児童養護施設を設け、今後も増設の予定がある。地域連携のネットワーク化はリービングケアにもつながる。今後のネットワークの拡充に期待したい。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
【コメント】	① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
2つの町内会と災害協定書を締結し、近隣地域と協力関係にある。平成29年度は、第1回目の映画上映会を法人共有の体育館で実施した。子どもが集まりやすいアニメを選択し、母子家庭、高齢者を問わず近隣住民が来園できる場を設けようとしている。		
【コメント】	② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
苫小牧市に地域小規模児童養護施設を増設し、社会的養護の小規模化を進めている。小規模化推進の政策以前から、グループホームによる小規模ケアを本体施設から離れた一軒家を借り上げて運営している。こうした経緯から地域の福祉ニーズを肌で感じてはいる。平成29年度より始めたアニメ上映会周知の過程で福祉ニーズを把握し、これに基づく公益的な活動等につなげる構想があるので今後に期待したい。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果	
【コメント】	① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
理事長は、ビデオレターを作成して、職員に法人理念の理解を促している。生活支援方針で基本的な施設の方針を示し、年度で支援の重点目標を示している。子どもを尊重した養育・支援に関する姿勢を強化しつつあるが、具体的な支援場面での共通認識を高めることが求められる。標準的な実施方法等の見直しをすすめ、個々の養育・支援に具体的に反映することに期待したい。		
【コメント】	② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
学園では、虐待防止等の権利擁護についての研修や、虐待防止チェックリストがあり、職員へプライバシーについて周知している。生活支援の場で、私物は勝手に触らない、居室にはノックをして入る等の基本的なルールはある。日々の子どもの支援におけるプライバシー保護と個人情報保護の観点が混同される面もあり、職員参画のもと、子どものプライバシーについての再確認をして、マニュアルを見直すことに期待したい。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
【コメント】	① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
入所が必要と思われる子どもや保護者に対して、法人としての要覧や施設のパンフレットはある。但し、施設の養育・支援内容がわかりやすく説明された印刷物はない。児童養護施設への理解を促し、必要な情報を周知するためにも、現在のホームページの活用・充実に期待したい。		

【コメント】	② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
入所時子どもには、日課表を基に、日課・ルールの説明をしている。さらに、小規模の利点を活かして、随時子どもたちの要望を聞きつつ、話し合いをしている。子どもの目に付く場所に、役割やルールの掲示もされている。小規模への移行には、子どもと保護者への説明・納得・同意を得ているが、児童相談所との連携とともに、連絡が困難な保護者には、電話や学園便りの送付を通して確認をしている。今後の一層の取り組みに期待したい。		
【コメント】	③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
他の施設や家庭への移行には、必ず児童相談所が介入し、求められる資料を提出している。また、要保護児童対策協議会を開き、移行する地域との連携を図っている。必要な資料も作成しているが、定められた引継ぎ文書はない。子どもや保護者に対する退所後の相談方法についての内容記載文書もなく、今後の改善に期待したい。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
小規模の利点を活かし、きめ細かく子どものニーズ・満足の把握をしている。但し、要望等に対応するのみでは、有効で継続的な改善対応とはいえない。今後は、把握した結果を分析・検討し、施設全体として共通の問題意識のもとに改善の取り組みを行うことに期待したい		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
【コメント】	① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
苦情解決の仕組みはあるが、子ども及び保護者への周知と理解の促進については不十分である。苦情解決の仕組みは、支援の質の向上のために有効な手段として位置付けられることが重要である。第三者委員の活用方法も含め、苦情解決の仕組みを機能させる取り組みに期待したい。		
【コメント】	② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
子どもが相談しやすいように、日々の支援の中で職員との関係づくりに取り組んでいる。専用相談スペースの確保が難しいため、職員室で対応している。学校等より配布されたポスターの掲示もある。今後は複数の相談方法や窓口が用意されていることを、子どもにわかりやすい方法で周知することに期待したい。		
【コメント】	③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
子どもへの対応方法には、担当職員の裁量に任せられる内容と、全体での話し合いが必要で返答に時間を有する内容がある。今後は、子どもへの具体的な対応方法を職員間で再確認をして、マニュアルに活かしていくことに期待したい。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
【コメント】	① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
ヒヤリハット報告は、月2~3件程度である。報告書は、結果への対策を記載して管理職のコメントを附記して決済を受けるようになっている。しかし集計分析をしていないため、リスクの傾向が不明のままであり、支援の質に影響している。今後、ヒヤリハット提出を増やすことの意義を周知し、分析を通して標準的な支援の向上につなげていくことを期待したい。		
【コメント】	② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
法人の衛生推進委員会は、年3回会議を開き、直近で流行しそうな感染症の情報と対応について各施設に申し送りを行っている。しかし日々の湿度の管理対策等は不十分なところもあり、総合的な対策に期待したい。		

【コメント】	③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
地震、火事、台風等の想定で毎年避難訓練を実施している。近隣の町内会とも協定を結び、緊急避難場所として町内会館を使用することにもなっている。その際の備蓄品等もリスト化されている。避難内容を違った方法で実施、同時に怪我や困った時の対応シュミレーションも一緒に行っている。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
【コメント】	① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
支援手引書（サポートマニュアル）には、「生活支援計画」「保健衛生計画」「防災支援計画」「学習支援計画」「自立支援計画策定の手引き」「基準日課表」がある。しかし、子どもへの声のかけ方等の具体的な実施方法の記載としては不十分である。標準的な実施方法には、ヒヤリハット分析からの質的向上につながる視点や、支援上のプライバシーとストレングスやエンパワメントの視点による具体的な記述が期待される。記載に際しては、職員個々の裁量に任せられていることを共通ルール化してしていくことにも期待したい。		
【コメント】	② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
支援手引書（サポートマニュアル）の見直しは、年度末の反省会で各職員から年度中の振り返りを提出して改善につなげている。また、ブロック・ミーティング等で各職員の支援方法について振り返りを行っている。基準日課は、年度初めに子どもたちとも話し合い、確認を行っている。今後新たに作成される具体的な標準的な実施方法についても、同様に見直しされていくことを期待したい。		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
【コメント】	① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画は、個々の子どもの担当者、ブロック主任、心理職、管理職等と個別支援会議を開催して策定している。その際の根拠となるアセスメントは、毎月個別にまとめている「個別重点月間集約表」である。しかし個別支援会議の記録がないため、どのような視点でアセスメントと目標が策定されたのかが不明瞭になっている。また、自立支援計画の目標に対しての養護記録、個別重点月間集約表の連動性がわかりにくく、どのように評価されたのか不鮮明である。目標に対する支援は客観的にどうであったのかを明示することが期待される。		
【コメント】	② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
自立支援計画は毎年5月、11月に定期的に評価・見直しを行っている。しかし個別支援会議の記録がないことで評価方法が不透明である。また、個別の支援方法等が口頭で伝達されている場合と養護記録に記載されていることがある。自立支援計画書に記載して共通化していく支援方法としては課題が残る。今後の見直しに期待したい。		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
【コメント】	① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
「自立支援計画票」「個別重点月間集約表」「養護記録」「ケース記録」等の連動性が不十分なため、子どもの支援状況の進捗状況が不明瞭である。また様々な障がいを持つ子どもが増えてきていることから、個別での支援方法が重要になってきている。自立支援計画そのものが個別支援でもあるので、子ども一人一人の支援経過が明瞭となるように、また記録の差異がなくなるように、今後の取り組みに期待したい。		
【コメント】	② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
法人には個人情報保護規定があり、職員への教育は初任者研修で実施されている。しかし、全職員に向けた管理体制としては不十分である。昨今、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による個人情報の拡散が社会問題化している。ガバナンスとしては課題があるので、継続的に職員教育を行い、個人情報保護の管理水準を上げていくことを期待したい。		

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
<p>①</p> <p>A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。</p> <p>【コメント】</p>		b
<p>夜間介助員による引継ぎ記録と、職員の業務日誌で、子どもの状態を共有している。介助員からの質問対応や、ケアカンファレンス等は、随時行っている。施設全体の合同会議に加えて、月に1度、楓の会議があり、介助員も出席して、個別重点月間集約票に基づき子ども一人一人の課題を話し合っている。楓の会議には、本体施設より課長が出席しているが、スーパービジョンを受けられる環境としては、さらなる取り組みが求められる。小規模施設が孤立しないような取り組みの強化に期待したい。</p>		
<p>②</p> <p>A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。</p> <p>【コメント】</p>		a
<p>子どもは、本体施設からの移行で「楓」に入所するため、子どもが退所時になり、改めて子どもから自分の出生や生い立ちを知りたいとの要望が出た場合に、職員間で返答を統一して対応している。生い立ちの説明には、子どもの個別の事情や本人の理解能力等、慎重な対応が求められる。児童相談所や心理職等と連携して、本体施設での取り組みを引き継いでいる。</p>		
(2) 権利についての説明		
<p>①</p> <p>A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p> <p>【コメント】</p>		b
<p>子どもの権利についての理解の取り組みは、おもに本体施設に委ねられているが、充分とは言えない。楓では子どものお話し会において、より具体的に、日課の取り決めや子ども間のルール決めの際に、口頭で説明している。集団生活におけるプライバシーも権利擁護の柱であり、日常生活を通して、自己や他者への権利について理解を深めるためにも、一層の取り組みに期待したい。</p>		
(3) 他者の尊重		
<p>①</p> <p>A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p> <p>【コメント】</p>		a
<p>小規模施設の利点を活かして、子どもと職員が個別に触れ合う時間の確保に努めているが、職員が1人体制となる場合もあり苦慮している。子ども同士の喧嘩は、基本的に子ども同士で関係修復できるようにしているが、暴力や集団での喧嘩には、職員介入とする等の共通ルールを決めている。年齢差がある子ども同士が同室の場合には、お互いの言い分からトラブルになることも多く、其々の心情を受け止めるように支援をしている。地域町内会「おせっかい会」に参加し、地域行事に協力している。職員が町内会の役員になり、施設への理解を促している。</p>		

(4) 被措置児童等虐待対応		
【コメント】	① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
サービス向上委員会があり、虐待防止部会が設置されている。虐待に関する研修を継続的に実施している。職員は虐待防止チェックリストを活用して、年に2回のセルフチェックをしている。但し、「就業規則」には、具体的な体罰等に対する禁止事項がなく、今後の整備が早急に望まれる。		
【コメント】	② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
職員は、年に2度の「虐待チェックリスト」で、子どもに対する対応の自己チェックをしている。夜間介助員（パート）が雇用された場合には、法人の初任者研修を受講し、雇用3～4ヶ月間は施設職員が夜9時までヘルプに入って子どもへの対応を示している。困難事例の場合には、夜間介助員に対する「お助けスタッフ」を本体施設に事前に準備して、介助員のSOSに対応する仕組み作りをしている。		
【コメント】	③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c
社会的養護施設には、児童福祉法第33条の10から17で規定された「施設における被措置児童等虐待の届出・通告の制度」に対する体制整備が求められている。職員等（介助員も含む）には通告受理機関（市町村や児童相談所等）に虐待の通告義務があることや、子どもが自ら届出が出来ること等についての研修は、不十分である。早急な取り組みに期待したい。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
【コメント】	① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
子どもの入所時に保護者からの申し出があった場合に、子どもの思想・信教の自由については、最大限に配慮し保障していることを伝えている。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
【コメント】	① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
小規模施設への移行は、本体施設主導である。事前に施設が、子どもの年齢や特性、性別等の条件を整理し選考した上で、子どもと保護者への説明・納得・同意を経て、小規模施設へ移行となる。移行には、基本的に兄弟は離さない等のルールはあるが、新しい環境を受け入れていくという意味で、慣れ親しんだ環境への分離不安に対する配慮と理解が必要となる。子どもや保護者との関係性からも、「楓」としての取り組みに期待したい。		
【コメント】	② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
子どものお話し会での話し合いの経緯を重要視し、子ども自身が納得して、主体的に生活日課や生活プログラムを決めることを支援している。4月には、子どもの学年進級に合わせて、改めて年度のルールを見直しをし、長期休みの前にも、休み期間のルールを話し合い決めている。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
【コメント】	① A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
日々のゲーム時間のルールや、行事参画は、子どもたちが決めている。子どもの長期休暇については、自宅に帰省できない子どもへの対応が中心に考えられ、「楓」独自のキャンプ等を行っている。但し、日々の余暇活動を含めた多動な子どもへの対応は、マンツーマンの対応が前提となるため、職員が1人体制の場合には、活動を制限したり、範囲が狭まることへの苦慮がある。小規模施設同士で、活動を共有し合う等、より良い支援の拡充を模索しているが、職員配置の工夫や増員が求められる。		

【コメント】	② A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>子どもの年齢に合わせた月額の小遣いが決められている。小学生は、職員が支援して小遣い帳をつけている。中高生は基本的に自己管理をしている。児童手当については、子どもと話し合い、塾や習い事に使ったり、クリスマス時に日頃購入できない玩具を購入したりしている。子どもは日常的に職員とともに買い物を経験をしている。高校生になれば、食材費の範囲内で調理をする練習をしたり、退所児童の例を取り、具体的な生活費を示してイメージさせたりしている。金銭管理は、子どもの自立の大きな要である。年齢に応じて生活全般を見通すことが出来るように、小規模施設の特性を活かした「楓」としての金銭管理プログラムを作成に期待したい。</p>		
(8) 継続性とアフターケア		
【コメント】	① A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	b
<p>家庭復帰の可能性がある子どもについては、帰省時に継続的に子どもの様子を確認し、家庭支援専門相談員に報告をしている。子どもに対して復帰後の親子関係を想定した支援も試みている。今後は、要保護児童対策協議会等の関係機関との繋がりや役割分担を明確にしつつ、家庭復帰後の状況把握や対応等、一連の仕組みを作ることに期待したい。</p>		
【コメント】	② A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
<p>本体施設としては、児童養護施設の役割として奨学金制度を創設し、高校卒業後の進学への後押しをしている。また、高校卒業後、仕事を辞めた子どもについて、次の就職まで措置延長をして支援した。今後は「楓」としての措置延長や措置継続を念頭にして、本体施設との連携を基に、子どもが公平な社会へのスタートが切れるように取り組みを強化していくことに期待したい。</p>		
【コメント】	③ A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>退所後には、特に食が重要と捉え、スムーズに自炊生活を始められることに力を入れ、生活スキルの訓練もしている。子どもが退所する際には、社会生活に必要な諸手続きやATM（銀行自動振り込み機械）等の利用方法の一覧を、子どもに手渡している。退所が近い子どもへの社会生活スキル全般の伝授は、子どもの不安感の払拭に重要である。但し、日々の子どもへの支援は、全てリービングケアとなるという明確な目的が必要である。子どもの発達段階に合わせて、継続的・段階的に退所後の生活に向けた支援を組み立てていくことに期待したい。また、アフターケアの体制を整えることは、リービングケアのヒントともなる。子どもの拠り所となる施設となるためにも、組織として整備していくことに期待したい。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
【コメント】	① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	b
<p>職員は、子どもの感情や言動を受け止め、柔軟に日課等に反映させている。子どもが興奮して職員の指導を受け入れられない場合には、子どもがクールダウンするのを待ち対応している。小規模施設は、狭い空間で、職員と子どもとの距離が近い分、職員が背負うものも大きい。スーパーバイザーや心理職員からは、助言が受けられる体制ではあるが、職員の支援スキルの向上のためには、日々の子どもへの対応について、きめ細かく助言が受けられるような体制作りが望まれる。</p>		
【コメント】	② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>小規模施設の特性を活かして、個々の子どもの状態に合わせて柔軟に支援を組み合わせている。子どものお話し会で、秩序ある生活の範囲内で子どもの意向に合わせ日課の見直しやルール決めをしている。</p>		
【コメント】	③ A18 子ども力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>子どもの身辺自立については、子どもの年齢や発達に合わせ、子ども自身が自ら行うように見守っている。子どもの体調や、精神的に不安定な場合等は、励ましつつ職員が手助けする場合もある。但し、子どもの要求が重なる多忙な時間帯に、子どもを十分に掌握し見守るためには、職員の精神的・人間的な余裕も必要となる。職員配置の工夫や増員が求められる。</p>		

【コメント】	④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>物理的に、居住空間が狭いこともあり、近隣住民への配慮から、子どもの声・生活音が苦情とならないように、極力室内で遊ぶのではなく、地域の公園等で外遊びをするようにし、機会をみてドライブ等も楽しんでいる。また、基本的に「楓」の子どもは就学後の入所であり、学校図書の利用や地域の科学館等の社会資源を活用したり、地域の町内会行事へ参加している。多動の課題のある子どもに対しては、個別対応が必須であることから、他の小規模施設との連携等を模索している。</p>		
【コメント】	⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>子どもに指示が入らない場合には、子どもがクールダウンが出来るように時間を置く等、子どもへの課題に合わせて対応している。日課は、子どもの話し合いで決め、目に付く場所に掲示している。社会的なルールの習得のため、外出の機会を増やしている。子どもが生活技術を習得するのは、安定した施設環境作りが必須である。夜間介助員の役割を再確認し、職員とともにスキルアップの機会を設けることに期待したい。</p>		
(2) 食生活		
【コメント】	① A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p>食事を通して生活リズムを整えている。子どもの年齢や個人差に合わせて、子どもが食事を楽しめるように、食事時間や盛り付け等を工夫している。子どもの帰宅が遅くなる場合には、帰宅時間に合わせて調理している。。外食の機会も積極的に取り入れている。</p>		

【コメント】	② A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
1ヶ月用の献立表は、夜間介助員とともに泊りの担当職員が其々に夕食・朝食のメニューを決めている。さらに子どもの希望を聞きつつ、1週間毎の献立表にしている。好き嫌いがある場合には、子どもと相談しつつ量を加減している。献立表は、本体施設の栄養士が確認している。献立は、子どもの意向を可能な限り汲み取り、状況に応じて変更もしている。現時点で、アレルギー対応の子どもはいないが、入所の場合には、本体施設での仕組みで対応する。味付けや調理方法については、介助員も出席する会議で、子どもの意見を周知して次に活かしている。		
【コメント】	③ A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
子どもが年齢に合わせた食習慣や、食事のマナーを習得できるように、職員間で子どもへ伝える方法を共有化している。子どもがおやつや調理をする機会を設けている。オープンキッチン形式の台所のために、日常的に職員の炊事の様子を見せて、子どもの食への関心を促している。リビングケアを念頭に、子どもが交代に、テーブル拭きや食器洗い、食事の準備、後片付け等をしている。		
(3) 衣生活		
【コメント】	① A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
年齢に合わせて子ども自身が洗濯をしている。衣類の買い物は、低年齢は職員が同行して、高学年になると子どものみで、自分の好みに合わせて購入している。靴洗いや、職員の見守りのもとで随時行っている。		
(4) 住生活		
【コメント】	① A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
建物内の壁に掲示物が貼れない、収納場所が少ない等の物理的な制限がある中、工夫しながら住環境を整えている。破損箇所については、必要な修繕を行っている。子どもの状況に応じて、居室の整理整頓や掃除の習慣付けを支援している。		
【コメント】	② A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
年齢の差がある子ども同士が同室のため、ベッドにカーテンをつけて、個人空間としている。狭い空間のため、子どもの衝突を誘発する場面があり、食後のリビング利用に制限を設けている。子どもが自室を居場所と感ずることが出来るように、狭い中でも子どもが大切にしている私物を置ける空間を工夫している。		
(5) 健康と安全		
【コメント】	① A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
子どもの手洗いやうがい、帰宅後の子どもの動線を考え、習慣が身に付くように支援している。夜尿のある子どもには、自尊心に配慮して後処理をしている。子どもの要望に応じてアメニティグッズを用意している。子どもが小学校入学後は、単身での入浴となるために、子どもの入浴後に髪の毛の臭い等をチェックして洗い方を確認している。避難訓練の実地訓練が難しいこともあり、職員が把握している施設内外にある危険箇所を、改めて子どもとともに確認しつつ、子どもに十分に周知することに期待したい。		
【コメント】	② A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
病気マニュアル・静養綴りがあり、子どもの体調悪化に留意することで、定期的に子どもの健康管理に努めている。現在、心理療法を受けている子どもが、今後、定期受診・服薬の可能性がことから、職員間で服薬情報を共有するための仕組み作りも必要となる。また、医療備品は、用途によって室内用と外出用とに分けられ、担当職員が在庫薬品を把握している。今後、医療品の在庫管理は、介助員を含めた職員間で共有化する方向である。		

(6) 性に関する教育		
【コメント】	① A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
性教育委員会が設置され、年に3度の全体研修が実施されている。子どもの携帯やゲーム機には、必ずフィルターをかけている。性的な課題を持つ子どもに対しては、絵本等を使って、子どもに分かりやすい方法で伝えている。但し、性教育は全ての子どもに対する命の教育であり、子どもが自立と共生の力を育てる基本的な考え方である。子どもの年齢や発達に応じた仕組みが求められる。子ども同士が、性的な加害・被害関係とならないように、十分な配慮も必要となる。本体施設と連携した、今後の取り組みに期待したい。		
(7) 自己領域の確保		
【コメント】	① A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
身に付けるものや、日常的な使用物、日用品は個人所有である。居室には、引き出し等で個人の所有物を保管している。兄弟間では、成長に合わせてお下がりもあるが、基本的に其々の個人所有となっている。		
【コメント】	② A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
子どもの成長記録として、適宜写真等で記録している。子どもの写真は、保護者の求めに応じて郵送する場合もある。写真は、子どもの入所期間に応じて増加するため、パソコンにデータ保存をして、子どもの求めに応じて一緒に見ている。		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
【コメント】	① A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
子どもの興奮が治まらない場合には、一時的に本体施設へ移動させ、タイムアウトを図る場合もある。夜間介助員が子どもの対応に苦慮する場合には、子どもと介助員の双方に、子どもの行動の許容範囲を説明している。今後は、子どもが上手に気持ちを伝える方法を、子ども自身が学べる機会を作る等の工夫に期待したい。		
【コメント】	② A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
小規模施設への移行は、事前に子どもの年齢や性別、子ども同士の関係性等を考慮して、一定の配慮のもと移行候補者を選択している。居間が狭いため、食後は子ども間のストレスに繋がりがやすく、自由時間は其々の居室で過ごすようにしている。物理的に狭い空間から子どものトラブルに発展することもあり、子どもへの介入には、職員間でルールを決めている。		
【コメント】	③ A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
本体施設では、児童相談所や警察と連携しているため、保護者の強引な引き取りなど必要な情報は早急に入る体制となっている。現在、施設や外出を控えるなどの対応は考えられている。		
(9) 心理的ケア		
【コメント】	① A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
「楓」での心理療法の対象児は、定期的に療法を受けている。心理士による心理記録があり、遊戯療法等における子どもへの気づき・対応が記載されている。心理療法から得られた子どもへの対応方法は、対象児以外の他の子どもへの支援方法にも参考となる。療法を通した子どもへの対応方法を、日頃の支援に活かすためにも、心理士との日常的な関わりを深め、職員の支援のスキルアップや、スーパーバイズとして活用していくことに期待したい。		

(10) 学習・進学支援、進路支援等		
【コメント】	① A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>其々の学力に合わせて学習支援をおこなっている。半数が、特別支援学校の在籍であるため、就職先の確保や、将来の進路を含めて学校との連携は不可欠となっている。物理的に、学習スペースの確保は難しく、落ち着いた学習環境には苦慮している。</p>		
【コメント】	② A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>本体施設は、高校卒業後の奨学金制度を創設した。学校とは、卒業後の進路について、在学中から密接な関わりを持ち、進路選択に必要な情報や資料を収集している。自立支援計画にも、学校の意向が記されている。子どもの将来を想定して、福祉就労や、住居に困らない寮のある就労等、子どもの課題に合わせて将来の選択肢を模索している。</p>		
【コメント】	③ A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>子どもに対して、アルバイトや資格取得などを働きかけているが、子どもの意欲喚起は難しい。実習を含めた働きかけは、学校からの情報提供・働きかけが多い。今後は、学校経由に止まらず、法人の相談支援事業所や、障がい者施設からの情報も積極的に収集・活用することに期待したい。</p>		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
【コメント】	① A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>家庭支援専門相談員を、家族相談の窓口として配置している。日常的な相談については、担当職員が対応するが、困難事例となると、家庭支援専門相談員が引き継いでいる。相談は、主に電話で対応しているが、ケースによっては、学校、児童相談所、保護者、施設での話し合いを持っている。家庭支援専門員は「家庭支援」で相談経過を記録している。連絡が取れない家族も多い。</p>		
(12) 親子関係の再構築支援		
【コメント】	① A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>基本的に、子どもの帰省が可能であれば、親子関係の再構築を視野に支援をしている。子どもが長期休みに帰省する期間を徐々に延ばして様子を観察している。家庭の様子は、子どもが発信する言葉や態度、全体の様子で把握し、再構築には、子どもの気持ちを大切に考えている。今後とも家庭支援専門相談員の専門性を強化して、本体施設とともにさらなる取り組みに期待したい。</p>		
(13) スーパービジョン体制		
【コメント】	① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	b
<p>職員へのスーパーバイザーの存在は、子どもへの支援を安定させるためにも重要である。現在は、「楓」の会議に課長が参加して助言をしたり、月に1度の施設全体会議で、心理職から療法対象の子どもへの報告を受けている。但し、決められた研修や会議だけではなく、日々の支援に対してリアルタイムで疑問を解消し、助言を受けたいとの希望は強い。職員の支援のスキルアップは、子どもへの養育の柱である。小規模施設への支援体制は、施設本体の課題でもあり、一層の取り組みに期待したい。</p>		